

# 大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(平成26年3月)の概要

## 1. 大阪府におけるホームレス自立支援施策の基本的方針

【計画の目的】ホームレスの自立と、地域社会におけるホームレスに関する諸問題の解決を目指し、ホームレス自立支援施策を総合的に推進

【計画の対象】都市公園、河川等の施設を起居の場所とし日常生活を営む「ホームレス」、不安定な就労関係・居住環境にあり適切な支援がなければホームレスになるおそれのある者、路上生活から脱却した後も継続的な支援を必要とする者

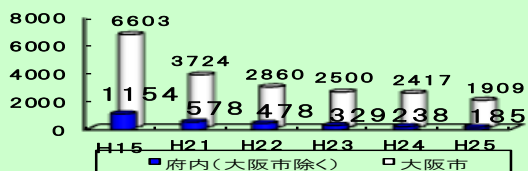
### 【基本的方針】

- ① 府と市町村は広域的な連携体制により施策を推進。
- ② 市町村は対人福祉サービスを担い、府は広域的な調整により施策の円滑な実施を総合的に支援。
- ③ 施設管理者との連携をより強化。ホームレスの早期把握、早期支援。
- ④ 個々のニーズを踏まえた支援方を検討。伴走型支援による自立支援。
- ⑤ 路上化や再路上化の防止を視野に入れ支援。
- ⑥ 巡回相談指導事業等ホームレス自立支援施策や生活保護制度等を活用。
- ⑦ 多様な社会資源の活用を図り相談体制を構築。多様なニーズに対応。
- ⑧ 国、大阪府、市町村とNPO等民間団体の密接な連携を確保。
- ⑨ すべての人の基本的人権を尊重。
- ⑩ 都市公園など公共施設を適正に管理。

## 2. 大阪府におけるホームレスの状況

### ～H25.1厚労省概数調査結果～

・大阪府全体で2,094人  
(うち大阪市:1,909人  
大阪市を除く府域:185人)  
・大阪市を除く府域では、  
15年調査比▲969人[▲84.0%]



### ～H24.1府域巡回相談指導事業によるホームレスの生活実態の把握～

【大阪市を除く府域の状況】( )はH20.3府域巡回相談指導による把握

- ・高齢化:平均年齢 60.9歳(55.7歳)、60歳以上の占める割合 62.1%(42.8%)
- ・路上生活期間の長期化:野宿期間3年以上が全体の85.6%(67.0%)
- ・長期路上生活者の脱却困難:長期・高齢層の多くは路上生活の継続を希望
- ・路上生活に至った理由が多様:失業、倒産による収入減、借金、人間関係等

## 3. 大阪府におけるホームレスの自立支援施策の取り組み

- (1) 巡回相談指導事業による伴走型支援の実施  
路上化防止から、ホームレスの早期支援、再路上化防止まで、個々の生活課題に応じた伴走型支援の実施
- (2) 保健・医療の確保  
巡回相談指導事業による健康相談の実施、関係機関連携による適切な医療の確保、結核検診の実施
- (3) 生活保護の実施  
救急搬送されたホームレスへの保護の適用、居宅保護や施設保護の実施
- (4) 就業機会の確保・就労支援  
雇用の啓発、雇用先開拓、求人情報の提供、技能講習・職業訓練の実施、トライアル雇用の活用による職場適応促進、保護受給後の就労支援
- (5) 安定した居住場所の確保  
公営住宅への入居支援、公的・民間賃貸住宅の情報提供、家賃債務保証制度の活用、民間賃貸住宅に関わる団体への施策に関する情報提供
- (6) ホームレスになるおそれのある者に対する支援  
あいりん地域日雇労働者に対する就労及び生活の支援、OSAKAチャレンジネットや巡回相談指導事業等による相談支援
- (7) ホームレスの人権擁護  
府民の理解促進、偏見・差別意識を解消するための啓発、人権教育への取り組み、人権事案への適切な解決
- (8) 地域における生活環境の改善  
公共施設の適正利用確保、災害時の適切な措置、福祉など関係機関との連携の確保
- (9) 地域における安全・安心の確保  
パトロール活動による地域住民の不安感除去、ホームレスが関係する事件・事故防止、不法事案への適切な措置・再発防止
- (10) 民間団体等との連携  
民間団体・民生委員・CSWとの連携・協力の促進

## 4. 計画の推進及び見直し

- (1) 計画の推進体制:「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」において府と市町村が連携
- (2) 計画期間:平成26年4月から5年間  
計画の見直し等:施策の取組に係る点検、評価、関連施策の法令施行等を踏まえた見直しを行う